

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

我が国を含む国際社会が強く自制を求めるなか、ロシアは令和4年2月24日、ウクライナに侵攻した。

ロシア軍によるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なう、断じて容認することができない行為である。このような武力による一方的な現状変更への強行は、明白な国際法・国連憲章違反であり、断じて看過できない。さらに稼働原発への軍事攻撃は史上初で、人類と文明社会に対する許しがたい暴挙であり、厳しく非難するものである。

御代田町議会は、ロシアによる一連のウクライナへの軍事侵攻に断固抗議するとともに、軍の即時撤収、国際法の順守を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月8日

御代田町議会